

税財政制度と基金運用の現状と課題

1 現行の地方税制度

地方自治体は、標準税率を下回る税率を定めることはできるが、地方税法により、標準税率は地方交付税の算定を行う場合の基準財政収入額の算定基礎になっており、現行の地方税制度は、税率を下げると、その分、交付金が減額される仕組みになっている。

関係法令：地方税法第 1 条、地方交付税法第 14 条

2 都区財政調整交付金への影響

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例により、都区財政調整交付金を算定する場合の基準財政収入額の算定基礎には標準税率が用いられており、税率を下げれば、その分、交付金を減額される可能性がある。

関係法令：都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例 第 2 条、第 12 条
地方自治法施行令 第 210 条の 12

3 起債の制限

標準税率を下回る税率で課税する場合、地方財政法により、学校、道路、その他の公共施設又は公用施設の建設及び用地取得の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、都知事の許可を受けなければならない。

関係法令：地方財政法第 5 条、第 5 条の 4

4 基金運用に関する規定と現状の運用

自治体の基金運用に関しては、次のとおり、地方自治法（以下「自治法」）により規定されている。自治体は、歳入歳出に属する現金を「最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない」、「基金は、確実かつ効率的に運用しなければならない」、「基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない」。

これらを踏まえ、現在区では、定期性預金、国債、政府保証債、地方債等、元本が毀損しない金融商品で公金の運用を行っているが、金利収入は、景気の変動など社会経済状況の変化に左右される。（運用状況は資料 6 のとおり）

関係法令：地方自治法第 235 条の 4、第 241 条、地方自治法施行令第 168 条の 6